


新川耕地産業系土地利用ゾーン有効活用への課題と解決手法

法令等	理由		課題	必要な手続き	可能性	備考
農地法	第1種農地は原則不許可	×	<ul style="list-style-type: none"> ・農地以外の土地有効活用にどう理解を求めるか。 ・都市計画法の審査基準クリアにより例外対象可となるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の地区計画や条例等整備により、審査基準を達成し申請すると同時に、農地転用の申請 	有	例外許可 
	第2種農地は原則不許可	△				
都市計画法	市街化調整区域の開発行為は原則不許可		<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域への立地は可能か。 ・市の計画や条例等との整合性を図れるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第34条の開発行為制度により、事業者が市街化調整区域の許可基準に沿って地区計画を策定し、立地・技術基準をクリアする。 	有	開発行為申請に係る基準が整った場合